

行政不服審査法施行に伴う行政文書等管理条例の改正について

1 報告の経緯

平成 28 年 4 月に改正行政不服審査法、関係法律の整備法が施行されることに伴い、県においては、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を施行する予定である。

行政文書等管理条例について、規定の整備等を行うため改正する必要が生じたので、第 1 回管理委員会に改正概要を説明していたが、最終的な条例案を委員会に事後報告することとしていた。

平成 27 年 12 月の定例県議会に改正条例を提案しており、今回報告するもの。

2 改正の概要

改正行政不服審査法の施行に伴い、規定の整理等を行った。

- ① 法における審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする。(第 20 条関係)
- ② 熊本県行政文書等管理委員会(以下「委員会」という。)の委員による調査手続を設ける。(第 25 条の 2 関係)
- ③ 審査請求人等は、委員会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められることができることとする。(第 26 条関係)
- ④ 法の施行に伴う所要の規定の整理を行う。(第 17 条、第 20 条—第 25 条、第 26 条—第 28 条関係)

3 改正点

別添「熊本県行政文書等の管理に関する条例新旧対照表」のとおり